

# 大原大学院大学研究倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、大原大学院大学(以下「本学」という。)に研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を置き、本学における、利益相反に係る諸問題、研究倫理及び教育倫理(以下「研究教育倫理」という。)に反する行為等に関する事前予防対策、発生時の調査、事後対応等のためのマネジメント体制を整備することを目的とする。

(利益相反及び研究教育倫理)

第2条 この規程における利益相反及び研究教育倫理とは、以下に規定する事項に関わるものをいう。

- (1) 研究教育活動における利益相反に係る事項
- (2) 研究教育活動における人権尊重に係る事項
- (3) 論文等の盗用、改ざん、捏造等の不正行為に係る事項
- (4) その他研究教育に係る本学としての倫理的責任を担保するために学長が必要と判断した事項

(組織)

第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員は学長が委嘱する。

- (1) 専任教員から3名以内
  - (2) 専任職員から1名
- 2 前項に定める委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、前任者が任期の途中で退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長は前条第1項第1号に定める委員から学長が委嘱する。
- 3 副委員長は前条に規定する委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長を務める。

(招集、開催、成立要件等)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(審議事項、活動事項等)

第6条 委員会は、第2条に規定する事項について、事前予防対策、発生時の調査、事後対応等のためのマネジメントを統括する。

- 2 委員会は、第2条に規定する事項について、審議し、又は報告を受ける。

3 委員会は、第2条に規定する事項について、学校法人大原学園の諸規則及び諸制度との連携を図りつつ、関連する諸規則の制定及び改廃に係る原案を策定する。

4 委員会は、第2条に規定する事項について、情報等を適宜開示し、啓発活動を行う。  
(相談窓口)

第7条 委員会は、利益相反及び研究教育倫理に係る相談窓口を、委員である専任職員とする。

2 相談窓口である専任職員は、相談内容を委員長に報告する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、前項の相談内容を委員会に報告する。

4 委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定による報告に基づいて調査を実施し、又は事後対応について処置する。

(所管)

第8条 この規程は、研究倫理委員会が所管する。

(改廃手続)

第9条 この規程の改廃は、教授会の承認を得て、学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。